

東北地区 青森	登録日数	6 営業日 青森・弘前管轄は 月・火は登録不可	ナンバー代 税止め	普通車 ¥1,600- 軽自動車 ¥1,660- 税止め ¥1,100- 税止め用紙必要
------------	------	-------------------------------	--------------	---

登録する地域で異なるナンバーの種類 青森・弘前・八戸	※青森・弘前管轄はAA開催の為、月曜日・火曜日は登録不可になります。 ※新規登録時は譲渡証に最終所有者様の前に販売店様を挟んで下さい。 車庫証明の案内は行政書士様紹介になります。 青森管轄 青森総合法務事務所 TEL 017-752-1555 八戸管轄			
自動車税事務所 (性能割要確認) TEL 017-739-1777	譲渡書に販売店様を挟むについては最下段に記載			

東北地区 秋田	登録日数	6 営業日	ナンバー代 税止め	普通車 ¥1,600- 軽自動車 ¥1,600- 税止め ¥1,100- 税止め用紙必要
秋田ナンバー 秋田県全域	備考			
自動車税事務所 (性能割要確認) TEL 018-860-3339				

東北地区 岩手	登録日数	4 営業日	ナンバー代 税止め	普通車 ¥1,600- 軽自動車 ¥1,610- 税止め ¥1,100- 税止め用紙必要
登録する地域で異なるナンバーの種類 岩手・盛岡・平泉	備考			
自動車税事務所 (性能割要確認) 普通車 TEL 019-637-2885 軽自動車 TEL 019-639-8014	※新規登録時は譲渡証に最終所有者様の前に販売店様を挟んで下さい。 車庫証明の案内			

東北地区 山形	登録日数	4～5 営業日 庄内登録は登録日の 翌日発送	ナンバー代 税止め	普通車 ¥1,600- 軽自動車 ¥1,650- 税止め ¥1,100- 税止め用紙必要
登録する地域で異なるナンバーの種類 山形・庄内	備考			
自動車税事務所 (性能割要確認) 山形管轄 TEL023-686-5990 FAX023-686-4345 庄内管轄 TEL0235-66-4144	※新規登録時は譲渡証に最終所有者様の前に販売店様を挟んで下さい。 車庫証明の案内			
譲渡書に販売店様を挟むについては最下段に記載				

東北地区 宮城	登録日数	4 営業日	ナンバー代 税止め	普通車 ¥1,600- 軽自動車 ¥1,600- 税止め ¥1,100- 税止め用紙必要
登録する地域で異なるナンバーの種類 宮城・仙台		備考 車庫証明の案内は行政書士様紹介になります。		
自動車税事務所 (性能割要確認) TEL 022-232-5702 FAX 022-232-5710		行政書土地域交通プラネット TEL022-236-4529		

東北地区 福島	登録日数	4～5 営業日 いわき登録は登録日 の翌日発送	ナンバー代 税止め	普通車 ¥1,600- 軽自動車 ¥1,600- 税止め ¥1,100- 税止め用紙必要
登録する地域で異なるナンバーの種類 福島・白河・会津・郡山・いわき		※新規登録時は譲渡証に最終所有者様の前に販売店様を挟んで下さい。 ※委任状・車庫証明には必ずフリガナを記載。 車庫証明の案内		
自動車税事務所 (性能割要確認) 福島・郡山 TEL024-545-0357 FAX024-546-8385 いわき TEL0246-27-7511		JU福島様が管轄地域の行政書士の方へ依頼して頂けます。福島県全地域の車庫証明書の提出から交付後受取りを行って頂けます。 書類は会員販売店様で作成して下さい。		
譲渡書に販売店様を挟むについては最下段に記載				

譲渡証に販売店様を挟むについて

譲 渡 証 明 書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車 名	型 式	車 台 番 号	原動機の型式

※中古新規時の譲渡証明書の書き方は最終所有者様の前に**会員様を記入して下さい。**

予備検査時には会員様名義で予備検査証を作して下さい。

※新車新規時も同じで自動車メーカー様から会員様、最終所有者様でアイラック・OSS等入力してください。

上記の譲渡証追加でも可能。

譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所	譲渡人印
JU 三重 三重県津市雲出長常町〇〇〇	JU三重
◇◇自動車工業 三重県四日市市〇〇〇	印 鑑
〇〇モータース 三重県松阪市〇〇〇	印 鑑
〇〇 花子 青森県弘前市〇〇〇	